

登米市最低制限価格制度実施要綱

平成30年6月20日

告示第143号

登米市最低制限価格制度実施要綱(平成22年登米市告示第98号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が一般競争入札により工事の請負契約又は建設コンサルタント業務等の委託契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の設定及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 予定価格が130万円を超える工事をいう。
- (2) 対象業務 予定価格が50万円を超える測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

(算定基礎額の設定)

第3条 対象工事及び対象業務に最低制限価格算出の基礎となる価格(以下「算定基礎額」という。)を設定する。

(対象工事に係る算定基礎額)

第4条 対象工事に係る算定基礎額は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を合計した額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、算定基礎額を予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 前2項の規定により算定基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(対象業務に係る算定基礎額)

第5条 対象業務（地質調査業務を除く。）に係る算定基礎額は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、算定基礎額を対象業務（地質調査業務を除く。）の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 対象業務（地質調査業務に限る。）に係る算定基礎額は、次の表の予定価格算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

1	2	3	4
直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、算定基礎額を対象業務（地質調査業務に限る。）の予定価格に3分の2から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

（最低制限価格の算定方法）

第6条 最低制限価格は、開札の直前に設けるものとし、その額は、算定基礎額に0.99001から1.00998までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した最低制限価格に1,000円未満（対象業務にあつては1万円未満）の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（最低制限価格の予定価格調書への記載）

第7条 前条の規定により最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載する。

（入札参加者への周知）

第8条 最低制限価格を設けた入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 最低制限価格を設けていること。

(2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。）が最低制限比較価格に満たない価格をもって申込みをした者は、再度の入札に参加できないものとする。

（委任）

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。